

第3回 ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた
関係閣僚等会議ワーキンググループ

日時 令和3年6月25日（金）10：00～12：00

場所 水戸プラザホテル2階プラザボールルーム

○松永福島原子力事故処理調整統括官

おはようございます。定刻よりも若干早めではございますけれども、皆様方おそろいでございますので、第3回ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議ワーキンググループを開催させていただきます。

本日は、新型コロナウイルス対策の一環として、参加者の皆様にはマスクの御着用、検温、アルコール消毒をお願いしております。また、今回はインターネットによる中継を行っておりますので、御出席されている方々におかれましては、御承知おきいただければ幸いです。

まず、本日の参加者の御紹介をさせていただきます。

茨城県、大井川和彦知事。

茨城沿海地区漁業協同組合連合会、飛田正美会長。

茨城県水産加工業協同組合連合会、高木安四郎会長。

茨城県農業協同組合中央会、八木岡努会長。

茨城県ホテル旅館生活衛生同業組合、竹内順一理事長。

茨城県商工会議所連合会、大久保博之会長。

茨城県農業会議の高橋弘一副会長。

茨城県商工会連合会、小川一成会長。

茨城県議会、常井洋治議長。

茨城県市長会、豊田稔北茨城市長。

茨城県町村会、國井豊大洗町長でいらっしゃいます。

次に、国側の参加者の御紹介をさせていただきます。

まず、茨城の会場から参加者を御紹介いたします。

経済産業省、江島潔副大臣。

復興庁、横山信一副大臣。

農林水産省、葉梨康弘副大臣。

環境省、神谷昇大臣政務官。

以上でございます。

なお、オブザーバーとして東京電力から福島復興本社、高原一嘉代表。

福島第一廃炉推進カンパニー、田南達也バイスプレジデント。

福島復興本社、守正樹副代表。

東京電力パワーグリッド、武藤悟司茨城総支社長に御参加いただいております。

加えて、東京会場には経済産業省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、消費者庁の担当者がリモートで参加しております。

遅くなりましたが、本日司会進行を務めさせていただきます内閣府福島原子力事故処理調整総括官の松永と申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、まず開会に当たりまして、座長の江島経済産業副大臣より御挨拶申し上げます。

○江島経済産業副大臣

改めまして、皆様おはようございます。また、本日は大変皆様御多用の中、こうしてお集まりいただきましたことを厚く御礼を申し上げます。また、日頃から大井川知事をはじめ、茨城県内の多くの皆様方にはいろいろと国の行政に関しての御理解と、また、御声援を送っていただきすことに心から感謝を申し上げます。

さて、4月13日になりましたが、ALPSの処理水の処分に関する基本方針を決定をさせていただいて、2か月がたったところでございます。この間、政府としては今回の政府方針決定の背景、それから経緯、またその内容につきまして、できる限り多くの国民の皆様方に説明を重ねてきたところでございます。ここ茨城県におきましても、県庁の皆様方に御協力をいただきながら、水産業関係者の皆様方への説明をさせていただいているところでございます。

また、これまでもこのワーキンググループという、本日のような形式の会議を福島県及び宮城県でも開催いたしまして、多くの関係団体の皆様方との意見交換をしているところでございます。このような中で、現在の基本方針決定に当たって、国内外の理解醸成がまだ不十分であって、そしてさらなる徹底的な対応が必要であること、あるいは風評払拭に向けて具体的な対策のパッケージを早急に示すこと、あるいは適切に賠償が行われるような仕組みをつくること等々、多くの御懸念あるいは御指摘も頂戴しているところでございます。

本日は、茨城の皆様方に、この基本方針決定の後に事業環境に変化が生じた、または生じる可能性が高まっているというような状況がもしあれば、また、現在の対策のこういうところが足りないのではないかとといった具体的な御指摘に関しまして、現場の皆様方からの御意見をお伺いできればと考えております。

こうして回を重ねまして頂戴しております現場からの御意見に関しましては、一つ一つしっかりと受け止めまして、早急に手当てできるものはどんどんと、時を待たずに取り組んでいきたいと考えております。

ちょうど本年は震災から10年がたったところでございます。この間、国としても様々な対策を行ってきたところであります。この経験も踏まえまして、現場の皆様方のお声をしっかりと伺いながら、どういう対策を取れば有効な手段になるか、特に今回の処理水をめぐる状況というものは、また今までとは違う部分もたくさんございますので、しっかりと本当に必要な対策は何かということを今鋭意検討しているところでございます。

一例を挙げますと、漁業者や農業者といった生産サイドの方への説明、あるいは対策をしっかりと取るということも当然でありますけれども、さらにそこで生産をされたものが消費者に届くまでのサプライチェーン全体を俯瞰いたしまして、この加工、流通、小売、消費者における共通の理解、どこの段階の皆様方もしっかりと正しい理解をしていただけるような、そういう対策に今回取り組んでいこうと考えております。

今後とも引き続き皆様の声を継続的に伺いながら、常に最善の策を追求していくという姿勢で、この問題に関しましては取り組んでいきたいと思っております。

また、今回頂戴いたしました御意見に関しましては、この夏に予定をしております当面の対策取りまとめという形の中で、最大限反映をできればと考えております。ぜひこの御意見をいただいて、それをすぐ必要な対策に講じていくという、このサイクルは本日だけではなくて、これからも継続的に行っていきたいと思っております。ぜひ今日は現時点での皆様方の率直な御意見を拝聴させていただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○松永福島原子力事故処理調整統括官

ありがとうございました。

それでは、議事に入らせていただきます。

まずは、「これまでいただいた御意見と基本方針等における対応について」という資料に基づきまして、事務局から資料の説明を行い、その後、意見交換の時間を取らせていただきます。事務局から資料3に沿って説明させていただきます。

○事務局

事務局でございます。それでは、お手元資料3について説明させていただきます。

まず、1枚おめくりください。目次に沿って資料の構成を御説明いたします。

この資料は、政府の基本方針の整理に沿って、国民の安全の確保、国民・国際社会の理解醸成、風評対策などの5つの項目に分けて記載しております。それぞれの項目について、(1)として下の注にございますように、昨年の御意見を伺う場やこれまでに頂いた要望書など、公開の場でいただきました御意見について事務局において整理したものを記載しております。

また、(2)として基本方針の概要と該当箇所を記載しています。

また、(3)基本方針決定後の主な取組については、茨城県内での対応であるということ想定した対策の進捗を中心に記載しております。震災10年の間に取り組んできた様々な対策を踏まえつつ、今回処理水の処分方針を決定した直後という状況に照らし、何が適切な対策になり得るかということを検討を重ねつつ、取組を開始しているものを記載しているところでございます。

(4)として、今後の検討課題を記載しています。

それでは、それぞれの項目について概要を簡単に御説明させていただきます。

まず、安全性の確保についてです。2ページ目を御覧ください。

安全性につきましては、処理過程の透明性の確保が必要であること、そのために国際機関や地元関係者などによる客観的な確認が必要なこと、モニタリングを丁寧に実施し、その結果については誰でも情報を見られるようにすることなどの御意見をいただいています。これを踏まえ基本方針では、3ページ目でございますが、規制基準を遵守することはもちろん、風評を抑制する濃度、量とすること、モニタリングについて地元自治体やIAEAに協力をいただきながら、国内外に透明性・客観性高く発信することなどを記載しています。

次に、6ページ目でございます。基本方針決定後の主な取組でございますが、安全性についてはこれまでの経験から、政府や実施主体である東京電力だけではなく、信頼性の高い専門家や国際機関などが客観的に確認し、透明性高く発信することが重要だと考えております。例えば、モニタリングにつきましては、4月27日に小泉環境大臣出席の下、モニタリング調整会議を開催し、さらに直近の6月18日には第1回の専門家会議等を開催し、海洋モニタリングの地点、頻度などの具体的な議論を進めております。

また、梶山経済産業大臣が4月14日にIAEAのグロッシー事務局長と面談し、日本の取組について専門家の派遣、環境モニタリングの支援、国際社会への発信などについて協力いただくことを確認しています。この夏頃には第1回のミッションを受け入れるべく調整を進めております。

最後に、今後の検討課題ですが、信頼性、透明性、外部の目という観点から、具体的に誰にどのように確認や発信に参画いただくことが適切か、モニタリングの測定地点や頻度、検出限界値などの考え方を検討することについて記載しております。

次に、国民・国際社会の理解醸成についてです。7ページ目を御覧ください。

これまでに茨城県からは今回の基本方針決定の背景や検討経緯など、どうして今回の結論に至ったのかを丁寧に説明すること、震災から10年でやっと安全性を認めた諸外国が手戻り、逆戻りすることのないようにすること、漁業関係者の理解を得る努力を行いつつ、国内外に丁寧に説明をすることなどの御意見をいただいております。また、他の地域におきましては、漁業者・国民の理解の得られない放出については反対であること、学校教育や社会教育なども含め、リスクコミュニケーションの対象・内容・頻度を充実させることなどの御意見をいただいております。

これを踏まえ、基本方針では、8ページ目でございますが、ALPS処理水の安全性についてIAEAの協力もいただきながら、科学的根拠に基づく情報を分かりやすく発信することを記載しております。その上で、基本方針決定時に別添した資料では、復興庁、消費者庁、外務省、農水省をはじめ関係各省が連携しつつ、放射性物質に関する情報発信や教育に取り組むこと、国内外に向けてポータルサイトなどを活用して発信をしていくことなどについて、具体的な対応を進めることとしています。

11ページ目以降に方針決定後の主な取組を記載しています。例えば、地元自治体や事業者の方々への説明については、今、決定後、経産省だけでも約200回近く説明会などを行ってきているところでございます。その中で、漁業者、農業者など、生産者の皆さまに加え、生産されたものが消費者に届くまでのサプライチェーン全体に理解を浸透させることが大切だと考えております。こうした観点から、今後、大消費地向けへの説明会や業種別の説明会など、重点的な広報活動を充実させていくこととしております。

また、安全・安心という観点からは、東京電力や政府のみならず、例えば売場の方々など、消費者に近い方々に理解をいただき、懸念される方々に正確な情報を提供していただけるようになることが大切だと、このように考えております。

また、情報発信の内容につきましては、YouTubeでの解説動画、パンフレット、リーフレットなど、対象者の関心に合わせたコンテンツを作成していきます。また、分かりやすいQ&Aなども作成・配布していく予定でございます。

さらに、4月には平沢復興大臣の下、復興タスクフォースを開催し、関係省庁が協力して情報発信に取り組むことを確認しています。

海外につきましては、在外公館など、在外大使館などから各国政府への説明を実施、誤った見解に対しては随時反論をしております。また、JETROでは海外食品バイヤーなどに正確な情報を提供していきます。

先日、シンガポール政府が輸入規制撤廃を発表いたしました。働きかけは今後も続けてまいります。

最後に、今後の検討課題ですが、国内外に向けた効果的な発信のために、具体的な対象・内容をどのように充実させていくか、更に検討を深めていくこととしています。

次に、風評対策についてです。

14ページ目を御覧ください。

これまで、茨城県では、対策を検討するに当たっては、地元の意見を十分に尊重し反映していくことなどの御意見をいただいております。また、他の地域からは新たな風評を生じさせない取組を徹底すること、生産者・消費者、流通業者など幅広い対象に説明を重ねること、将来にわたり安心して事業を継続できるような仕組みを構築することなどの御意見をいただいております。

これを踏まえ、基本方針では漁業関係者への設備導入などの支援の継続・拡充、観光誘客促進などの支援、交流人口の拡大などに取り組むことを記載しております。

19ページ目に基本方針決定後の主な取組を記載しています。

まず、風評を生じさせないように、生産、加工、流通、消費の各段階で、それぞれの理解を得るべく説明を継続しています。また、風評が発生した場合にでも対応できるようにするための支援としては、農林水産品など、地域資源を活用した中小企業の事業活動への支援、水産加工品に対する販路拡大支援、加工機器の整備などへの支援、農林水産品の安全に関する検査の実施、情報発信、観光客の誘致など、従来の施策の積極的な活用も含め、さらに踏み込んだ実効性のある対策を講じていくべく検討を進めております。

最後に、今後の検討課題ですが、今後まさに本日のワーキングなどを通じて、決定後に生じている状況や今後の見込みを把握し、必要な対策を機動的に講じていく予定です。

次に、風評が生じた場合の対策についてです。21ページ目を御覧ください。

これまで多くの方々から損害賠償について誠意をもって真摯に取り組むべき、因果関係の立証などの負担を政府が負うべき、一律に賠償期間や地域を限定しないようにするべきなどの御意見をいただいております。これを踏まえ、基本方針では風評被害には被災者に寄り添う丁寧な賠償を実施するよう東京電力を指導すること、その際、被災者の立証負担の軽減、賠償の期間・地域・業種を画一的に限定しないなどの対応に取り組むことを記載しております。

24ページ目には、基本方針決定後の主な取組を記載しています。4月27日には経済産業省に処理水損害対応支援室を設置し、国としても東電を指導するだけでなく、賠償方針の作成に対する働きかけや被害者の皆様への丁寧な説明などに取り組んでいきます。また、4月16日には東京電力が対応方針を発表しておりますが、これに基づき、専門の問合せ窓口を立ち上げるなど、賠償方針の検討、損害額の推認に活用できる統計データの調査などを実施しているところでございます。

次に、将来に向けた検討課題についてです。25ページ目を御覧ください。

これまでトリチウム分離技術を開発するべき、実用化できる処理技術が確認された場合には柔軟に対応するべきなどの御意見をいただいております。また、他の地域からは東京電力、政府は国民、地元からの信頼回復に努めることなどの御意見をいただいているところでございます。これを踏まえ、基本方針では、トリチウムの分離技術について新たな技術動向について注視していくこと、また東京電力・政府には厳しい目が向けられていることを真摯に受け止め、信頼回復のために不断の努力を行うことを記載しています。

27ページ目に基本方針決定後の主な取組を記載しています。

4月16日に今回のワーキンググループの設置を決め、皆様の御意見を確認していくこととしているほか、東京電力においてトリチウム分離技術について、技術評価に専門性を持つ第三者が新たに技術の評価や課題の明確化などを行うスキームを構築・発表しています。

長くなりましたが、説明は以上でございます。

○松永福島原子力事故処理調整統括官

ありがとうございました。説明は以上でございます。

それでは、意見交換に移りたいと思います。

まず、本日御参加いただきました皆様から御意見を伺った上で、それを受けまして国及び東電から御回答をさせていただくという形で意見交換を行っていきたいと思っております。本日は11名の皆様から御発言をいただくことになっております。このため、まず最初に6名の皆様方、すなわち大井川知事、飛田会長、高木会長、八木岡会長、高橋副会長、竹内理事長、こちらにまず御意見を頂戴いたしまして、一旦国、東京電力からの回答及び意見交換をさせていただいた上で、その後、大久保会長、小川会長、常井議長、豊田市長、國井町長、こちらから御発言をいただきまして、その後また国及び東京電力からの御回答をさせていただき、意見交換をさせていただくと、こういった形で2つに分けて意見交換をさせていただきたいと思っております。

それでは、まず最初に大井川知事、よろしく申し上げます。

○大井川茨城県知事

茨城県知事の大井川でございます。本日は関係閣僚会議ワーキングを茨城県にて開催いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、先般決定されました政府の基本方針を踏まえまして、本県としての受け止めと政府に対する要望などをお話しさせていただきたいと思っております。

原発事故の発生から10年が経過いたしました。この間の関係者の皆様の懸命な努力にも関わらず、今なお本県農産物や水産物における国の出荷制限が残ったままとなっているほか、一部の国・地域においては依然として本県産の農林水産物に対する輸入規制が行われている状況にあります。さらに、漁業において福島・茨城両県の沿岸漁業者は、事故前はお互いに相手の県の海域に入りながら漁をしておりましたが、原発事故以降、現在もなお、お互いが行き来しての操業は再開しておりませんので、原発事故の影響はまだまだ解消には至っておりません。

こうした中、今般、福島第一原子力発電所の処理水については、海洋放出の方法により処分するとの政府方針が決定されたところであります。海洋放出による処分方法自体については、先のALPS小委員会などにおいて必要な検討が行われてきたものと理解しており、その安全性については私としても理解させていただいているところでございます。

しかしながら、漁業関係者を中心として、依然として厳しい意見が出されているのが現状であり、このことはすなわち、まだまだ今回決定された政府方針が、漁業者はもとより、国民全体の十分な理解が得られていないということにほかなりません。政府におかれては、年内を目途に中長期的な取組の行動計画を策定していくとのことですが、その策定に当たっては漁業者をはじめとする関係者の声をしっかりと受け止めていただいた上で、具体的かつ効果的な対策を明確に打ち出し、国民の理解を得ていただきたいと考えているところでございます。

こうした考えの下、本県では先般、漁業、農業、商工業、観光業などをはじめとする事業者の方々、沿岸地域の首長の方々などから多くの御意見をいただいてまいりました。本日はそうした地元の皆様の率直な御意見も踏まえながら、私から資料に記載の8点について要望させていただきたいと思っております。

1つ目は、「関係者に対する説明と理解」でございます。資料4でございます。

政府方針や東京電力の対応につきましては、特に漁業関係者を中心に、まだまだ納得されているという状況ではございませんので、丁寧に説明を行うとともに、早急に具体的な対策をお示しいただき、納得を得ていただくための努力を一層お願いしたいと思っております。

次に、「2の国内外への情報発信」についてでございます。

多くの関係者から、国民や国際社会に対して正確な情報が十分に伝わっていないのではないかと御意見をいただいております。トリチウムに関する科学的な性質や、国内外における処分状況などについて、正確な情報を広く国内外に伝えていただきますとともに、国民に対し安全性を丁寧に説明し、風評被害を発生させないよう積極的な情報発信をお願いしたいと思っております。

3つ目、「3の海洋放出設備に係る安全対策の徹底」でございます。

東京電力が行う処理水の海洋放出に必要な設備等の設計や、その運用に当たっては、万全の措

置を取るよう政府としてしっかりと指導していただき、浄化処理の確実な実施をお願いいたします。

4番目が「万全な風評対策の実施」でございます。

漁業関係者をはじめとする水産関係団体は、福島事故直後からこれまで県内外の多くのイベントへの出展や量販店の店頭で漁業者自ら立つなど、本県産水産物の安全性のPRを粘り強く行ってきたところではあります。

一方で、水産関係団体からは、海洋放出に伴う風評の再燃から将来への不安が広がり、新たに漁業等へ就業する者がいなくなってしまうのではないかと、水産業の存続を懸念する声が届いております。このため、これまでの関係者の多大な努力が損なわれることのないよう、また将来にわたって安心して経営が継続できるよう、後継者対策も含めた具体的な風評対策を示していただきたいと思いますと考えております。

また今後、政府が実施しようとする風評影響実態調査については、地域や業種を問わず幅広く実施していただき、その結果を公表していただくようお願いいたします。

5つ目が、「万一に備えた損害賠償」でございます。

賠償につきましては東京電力は期間や地域、業種を限定しない方針を示しておりますが、これまでの福島事故の賠償において、第三者の判断を拒否するなどの報道も出ております。東京電力を指導するというのではなく、政府自身が前面に立って対応する姿勢を示し、関係者の不安感を減らしていくことも必要であると考えております。

また、県内の事業者は過去にJCO臨界事故と福島事故の2度の大きな事故を経験しており、損害賠償で大変な御苦労をされております。因果関係の厳格な立証を求め過ぎない枠組みの構築や、事前に補償対象や賠償額等を明確にさせていただくと安心できるという御意見もありますので、御配慮いただければと思います。

6つ目が、「本県沖のモニタリングの強化」でございます。

処理水の放出に向け、本県沖の海水や魚類などのモニタリングについても、採取地点や分析頻度などを強化して実施していただくようお願いいたします。また、放出前後におけるデータを比較し、分かりやすく安全性をPRすることなどにより、風評の発生を抑えるようお願いいたします。

7つ目が、「国際社会の理解醸成」についてであります。

処理水の安全性について、IAEA（国際原子力機関）などの協力を得て、客観性や透明性を確保し、国際社会へ情報発信するとともに、福島事故に伴い輸入規制等を実施している国々に対して門戸を開いていただけるような取組を、政府としてさらに強化していただきたいと思います。

8つ目が、「東京電力の指導・監督」でございます。

処理水の具体的な処分作業を担う東京電力における相次ぐ不祥事やトラブルは、原子力を扱う企業としての信用・信頼の問題に関わるものでございますので、原子力発電所の所在地である我が県にとっても本当に大丈夫なのかという不安を大変強く持たされるものであります。処理水の処分は長期間にわたる取組でもありますので、政府においては東京電力全体の管理体制について強く指導・監督していただきますようお願いいたします。

なお、風評を懸念しているのは福島県だけではなく、本県や宮城県などの近隣県も同様であることから、各県に対する対応に差がないようお願いいたします。

私からの意見は以上でございますが、本日は漁業をはじめ、県内の関係団体の方々がお見えになっておりますので、政府の皆様には本県の現場の意見を直接お聞きいただき、必要となる具体的対策を取りまとめいただきますようお願いいたします。

本日はこのような場を設けていただきまして、誠にありがとうございます。

○松永福島原子力事故処理調整統括官

ありがとうございました。

続きまして、茨城沿海地区漁業協同組合連合会、飛田会長、お願いいたします。

○飛田茨城沿海地区漁業協同組合連合会会長

茨城沿海地区漁連の飛田でございます。茨城県内沿海の漁業者を代表いたしまして、意見を述べさせていただきます。

初めに申し上げますが、我々茨城県の漁業者はALPS処理水の海洋放出には反対であります。反対の立場で意見を述べさせていただきます。

平成23年3月11日に東日本大震災が発生して、漁船や市場施設などが被害を受けましたが、我々茨城県内の漁業者は施設の瓦礫を片づけて、使える市場で被災から2週間後に漁を再開いたしました。その後コウナゴから規制値を超える数値が検出されるなど、休漁、自主規制の措置を受け、以後サンプリングを行い、安全を確認しながら漁を続けてきたわけでございます。

その間、どんな気持ちで漁をしてきたか分かりますか。本当に不安の中で漁をしてきました。10年たって沿岸の規制はなくなりましたが、必要に応じてサンプリングは続けています。現在も事故の影響は続いている中で、海洋放出の基本方針が決定されました。我々漁業者の反対の中での決定であります。これまでの取組が無駄になるのか、今までの努力が報われない思いであります。

ALPS処理水の海洋放出ですが、今後何年流し続けるのでしょうか。30年ですか、40年ですか。デブリは撤去できるんですか。

流せば必ず風評被害が起きると思います。事故を起こした原発の処理水と通常の稼働している原発の排水とは全く違うと思っております。私の孫は現在高校生であります。孫が船に乗ると言ったとき私は何と答えればいいのでしょうか。具体的な後継者対策を示していただきたいと思っております。

既に船に乗らないと言っている後継者もいます。もう風評は始まっています。このままでは漁業者がいなくなってしまう。将来の夢が見えない。漁業を続けられる対策を示していただきたいと思っております。

それから、今の状況で一般の方々、消費者の方の理解が得られるでしょうか。海洋放出をすれば、必ず風評被害が発生すると思っております。具体的な風評対策、風評被害の対応策を示していただきたいと思っております。

我々は、ALPS処理水の海洋放出には納得していません。さらに、海外への水産物輸出に対し懸念がございます。本日は当会から石田副会長が参加しておりますので、この件につきましては石田副会長から発言をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○石田茨城沿海地区漁業協同組合連合会副会長

私、沿海地区漁連の副会長を務めております石田と申します。

私は、まき網漁業を経営しております。この本県のまき網漁業は13社、14カ統と申しまして14船団、日本では最大の規模の船団を形成しております。その中で獲れる、漁獲されるイワシは日本一でございます。また、サバ漁も日本一の水揚げを茨城県は誇っております。

このような中で、我々まき網が獲る魚の数十%が海外に輸出されます。冒頭、知事の発言があったように、今なお本県水産物に対する輸入規制が行われております。これ以上の輸入規制が拡大しましたら、大きな問題となってしまいます。

我々はこの10年前のあの原子力爆発事故から、福島県沖、7年間にわたって操業を自粛しました。やっこの3年6か月くらい前ですか、やっこの福島県沖30キロ圏外の操業を開始しましたがまだ3年と数カ月でございます。

そのような中、ここでALPSの処理水が海洋放出されれば、再度操業を中止せざるを得ません。また、将来にわたって茨城県水産物の輸入規制が続いていくことになれば、もう、まき網は死活問題でございます。

私はこのような理由の中で、海洋放出には反対させていただきます。

○飛田茨城沿海地区漁業協同組合連合会会長

以上でございます。

○松永福島原子力事故処理調整統括官

飛田会長、石田副会長、ありがとうございました。

それでは、続きまして茨城県水産加工業協同組合連合会、高木会長、お願いいたします。

○高木茨城県水産加工業協同組合連合会会長

ただいま御紹介いただきました茨城県水産加工業協同組合連合会会長の高木でございます。私どもの意見を申し上げさせていただきます。

今般示されました処理水の海洋放出は、水産業者だけの問題ではなく、国民全体の問題であるにもかかわらず、形式的な説明だけで、丁寧な議論を交わすことなく、また、関係者の理解なしにいかなる処分も行わないと約束したにもかかわらず決定され、到底受け入れることはできません。

私ども水産加工業者は、この10年間、風評被害対策に取り組み、使用する水や加工原料、製品の放射能検査を行い、安全な製品を作り続けてきました。それでもなお風評被害は払拭されていません。科学的に安全な製品であっても、消費者の心理的な安心にはつながりません。それは海外においても同様でして、国によっては汚染水と捉えられて、いまだに輸入停止措置を講じている国もある中、さらなる輸入規制の強化が懸念され、冷凍品をはじめ、加工製品の輸出も大きな影響が出ることは避けられません。これまで本会の会員が新製品の開発や失われた販路の開拓に取り組んできた努力が水泡に帰すこととなります。

また、先ほど飛田漁連会長より後継者の話がありましたが、漁業者と我々水産加工業者は車の両輪の関係であり、原料となる魚を獲ってきてもらえなければ加工することはできません。漁業者共々に後継者が将来に不安を持ち、経営に影響が出るような事態となれば、水産業界に関わる関連産業、ひいては地域経済全体の衰退につながるようになります。後継者が将来への希望を持って水産業を継続していけるよう、長期的な対策を講じる必要があると思います。当組合の会員からも課題や指摘がございますので、引き続き国や東電には丁寧に我々の声に耳を傾け、風評被害に対する具体策を示すようお願いしたいと思います。

冒頭にも申し上げましたが、現状での処理水の海洋放出は受け入れることができません。

以上です。

○松永福島原子力事故処理調整統括官

高木会長、ありがとうございました。

続きまして、茨城県農業協同組合中央会、八木岡会長、お願いいたします。

○八木岡茨城県農業協同組合中央会会長

茨城県農業協同組合中央会の八木岡でございます。本日はこのような機会をつくっていただきまして、ありがとうございます。

我々農業者、そして生産者の代表としてお話ししたいのは、基本的には先ほど大井川知事から出ました今後の対応についての要望ということで網羅をされている、それで我々の意見は反映されているというふうに考えております。

その中でありますが、1999年にJCOの事故が起きました。その後、ずっと風評被害というのにさらされてまいりました。そして、12年たって2011年の原発事故、そしてまたそれから10年たって、この処理水の今お話ということで、我々、風評被害、その払拭というのがようやくかなというところでこういう形、またこれから長いそういうことになるのではないかとこのことを心配しているところであります。

現在、先ほど水産業の先輩方々からもありましたけれども、農畜産物につきましても輸出の促進というのが国、それから県として力を入れていただいているところであります。そうしたことがまだなかなか今、道半ばでありまして、これからそういうことについて力を入れていこうという中で、少しでもこうした風評等々がないことを願うばかりであります。

これから実施をされます2年間の間に風評を発生させないために何ができるのかというのを最優先で考えていただき、風評が出たことを対策するのではなくて、風評が出ない対策に重点を置いていただきたいということ。

魚の話で言いますと、例えばALPS処理水を使った魚の養殖でもして、それがどれだけ魚に影響が出ているのかという、科学的な根拠の下にそれを発表をし、安全性が高いことであれば、それをきちんと知らしめてもらうということであったり、農畜産物についても同じだと思います。そういったものに影響が出ないことをきちんと我々生産者ということではなくて、流通、消費をされる国民、そして近隣諸国、輸出を考えている国の皆様にもそういったことを丁寧にやっていただく、そうした2年間にしてもらいたいというふうに強く思っております。

以上でございます。

○松永福島原子力事故処理調整統括官

八木岡会長、ありがとうございました。

続きまして、茨城県農業会議、高橋副会長、お願いいたします。

○高橋茨城県農業会議副会長

農業会議の高橋でございます。

この5月に処理水の方針につきまして、県内44の農業委員会に意見を照会しました。25の委員会から回答があり、うち17委員会から具体的な意見が提出され、8委員会からは意見なしの回答をいただきました。また、県農業法人協会の役員にも意見の照会を行ったところ、2法人から意見が提出されました。

それでは、提出された意見の概要を説明いたします。

農業委員会からは17全ての農業委員会から風評被害の懸念が示されました。風評被害が出ないように万全の対策、もし風評被害が出てしまったときの速やか、かつ十分な補償を求めるなどの意見が併せて出されています。

次に多かったのが処理水に関する情報を幅広く発信することです。もちろん、これは風評被害の防止のためにも必要なことですが、事前に国内外に対して説明や対話などを重ねて、関係者の十分な理解を得てほしいというもの。海洋モニタリングを徹底し、客観性、透明性の高い情報公開を求める意見がありました。また、輸出や新規就農への影響が心配だ、あるいは農産物の販路開拓や販売促進のための助成措置の要望、さらにはトリチウムの除去が可能な技術開発を求めるものもありました。そのほか、海に面した市町村の委員会からは、処理水の海洋放出は容認できないというものもありました。

また、意見なしと回答あった委員会は全て内陸部の市町村で、風評被害などの心配はもちろんあろうと思いますが、一番影響を受ける漁業関係者や海に面した市町村などへの配慮で、今回は慎重な対応になったものと思われる。

以上が農業委員会からの報告です。

それから、提出された農業法人協会のことですが、農業法人協会の理事からは表に出ない水面下の買い控えを心配する意見が出されました。東日本大震災の実体験から、なかなか賠償請求が難しいような買い控えにより、かなりの影響を受けたということでした。

最後になりましたが、以上のような意見を受け止めていただき、風評被害をはじめとして、万全の対策をお願いしたいと思います。

また、今後ともあらゆる機会を通じ、多くの関係者の様々な声を聞き取っていただき、御対応

をお願いしたいと思います。

以上が農業会議からの説明でございます。よろしく願いいたします。

○松永福島原子力事故処理調整統括官

高橋副会長、ありがとうございました。

続きまして、茨城県ホテル旅館生活衛生同業組合、竹内理事長、お願いいたします。

○竹内茨城県ホテル旅館生活衛生同業組合理事長

茨城県ホテル旅館生活衛生同業の理事長の竹内でございます。本日はこのような場をおつくり
いただいて、本当に感謝しているところでございます。

資料、あるいは今までの御発表で私が改めてというのではないんですけども、私ども、やはり
JCOの事故、そしてその後の福島第一原発の事故とで、長期にわたって営業が非常に厳しい状
況だったというのは実際に経験してございますので、やはりそういうことがあるにしても、最小
限にとどめられるような施策をお願いしたいなと思っております。

風評でというお話が多いんですけども、まずは本当に安全なのかというところを私ども事業
者に正確に説明をしていただきたいなと。そのところが私ども十分に理解できるかどうかとい
うのは、ちょっと自信がないところもありますが、実際にIAEAの基準が本当に安全なのか、
何をエビデンスにして安全なのかというふうなところを、やはり私たちが理解をしないと、お客
様に正確にお話ができない。私たちが本当に安全だと思えれば自分たちの言葉でお客様に正確に
説明ができるので、そのところはお手間をかけるかもしれませんが、各地でそういうふう
な勉強会というか、説明をしていただければありがたいなと思っております。

実際の根本のところは揺らいでは風評どころではないので、実際に安全だという上で風評対策
というのは成り立ってくると思いますので、そこら辺、まずベースのところをしっかりと私どもに
情報を流していただきたいなと。

実際に長年にわたっての、もしリスクがあるのであれば、そのリスクも含めてやはり私たちに
お知らせをいただきたいと思っております。実際にこれから第2段階で、燃料デブリの摘出だど
か、そういうふうなものが出てくると思いますし、実際にトリチウムに関しましても、自然界に
もあります放射能が多少出るだけですよというような説明をされても、なかなかお客さんを説得で
きるだけの情報量ではございませんので、ぜひそこら辺、さらにちょっとお客様に納得できるよ
うな説明ができるような私どもへの教育をお願いしたいと思っております。

私どもも実際にお客様にいらしていただきたいというようなことでございますので、しっかり

理解をして、来ていただいたお客様に対して正確な、そして安心できるような説明ができるようにしていきたいと私ども自身も思っておりますので、そういうふうな情報をいただいて、その上運動ではないですけれども、私たちが私たちの言葉でお客様にしっかり説明をしていきたい。そうすると、ウイン・ウインとは言いませんけれども、少しでも被害、あるいは風評が抑えられるのではないかなと現在考えているところでございます。

実際に、汚染水の海洋放出というのはもうやらざるを得ない状況と伺っています。次に空いたところでまたデブリなりの処理をするのに必要なスペースだというふうなことも聞いておりますので、やらなきゃいけないというのはもう避けて通れない話であろうと思います。ですから、それに対していかに悪い影響を、ゼロにするというふうなことは理想ではありましようけれども、少しでも抑えて前に進めていくというのが非常に大切なのかなと思っておりますので、私ども細かいところは分かりませんが、ぜひそういうことで安全に留意して進めていただければなと思っております。よろしく願いいたします。

○松永福島原子力事故処理調整統括官

竹内理事長、ありがとうございました。

それでは、ここで一旦、国及び東電からの御回答をさせていただきたいと思えます。

まず、江島副大臣、よろしく願いいたします。

○江島経済産業副大臣

今、皆様から御意見をいただきまして、本当にありがとうございました。

大井川知事のほうから全体的にまとめた8項目を列挙していただきましたので、まずは知事からの8項目を中心として少し返答させていただこうと思えます。

まず、関係者に対する説明と理解でございます。これは全く御指摘のとおりでありまして、しっかりとここに取り組んでいくということがまずこの海洋放出に関する第一歩ではないかと思っております。これは東電とともにしっかりと取り組んでまいりたいと思えます。

それから、2番目の国内外への情報発信でございます。こちらのほうも風評被害を払拭をしていくためには大変に重要なポイントでありまして、皆様方からもこれは御指摘をいただいているところであります。

まず、この安全性に関しましては、国、あるいは東電だけではなくて、IAEAとの協力の下で、この科学的根拠に基づく情報を分かりやすく発信をしていくということを、改めて今この基本方針の中に盛り込んでいるところでございます。

また、既に地元の自治体、あるいは漁業者、関係の皆様への説明を重ねているところでありますけれども、回数にしますと4月13日以降も200回程度ぐらいの回数を重ねているところでございます。これは更に回数を重ねてまいりたいと思います。

冒頭でも申し上げましたが、一次産業の生産者の皆様だけではなくて、その下流にいらっしゃるバイヤー、流通業、卸、小売業の方々にも、いわゆるサプライチェーン全体にわたってしっかりと今回の処理水放出に対する安全性に関しましての説明もしていければと思います。また、やはり大消費地としての関東圏がありますので、しっかりと大消費地に重点化した広報も取り組んでまいりたいと思います。

それから、3番目の海洋放出設備に係る安全対策の徹底という点に関しまして、先ほどと少し重複しますが、IAEAの指導もしっかり受けながら、対外的にこの安全性が確保されているということを皆様に理解していただくような形で進めていこうと思います。

次に、風評対策であります。4番目の御指摘いただいた項目でありますけれども、放出は2年後になるわけでありまして、まずは風評対策としてできることをすぐにでも進めていくという取組を行おうと思っております。

また、このワーキンググループというのは、これは基本方針を策定をした後の、現在進行形でいろいろな事情をしっかりと受け止めて、追加の政策を盛り込んだりしていこうということでございますので、こういう形でのワーキンググループも今後も継続的に行っていこうと思います。

その上で、5番目になりますが、それでももしこの風評が発生をしてしまうという事態が生じた場合でありますけれども、まずは賠償期間、それから地域、業種、こういうものを画一的に限定をすることなく、客観的な統計での分析を基に、立証負担が被害者の皆様方に一方的に寄るといふことのないような対応をするということを今、東京電力のほうに指導しているところでございます。

6番目のモニタリングの件に関しましては、また環境大臣政務官のほうから御発言があるかと思っております。

それから、7番目の国際社会の理解醸成でございます。

こちらも御案内のように、2年後の放流ということにやはり十分に理解がいていなくて、外国からすぐに流すのかというような問合せがあったということもありますので、これもきちんと情報発信をしっかりとしていかなければいけないと思っております。この情報発信に関しましては、英語だけではなくて、中国語、韓国語、台湾語、それからロシア語、フランス語、スペイン語と、あらゆる言語に対応する形で発信をしまして、かつ日本におきましてはまず在外公館への広報活動や説明を通じて、在外公館を通じた各国への理解醸成を進めているところでございます。

また、コロナ禍が少し明けてくれば、日本のほうからどんどんいろいろな訪問する形で、海外の理解もしっかり獲得していければと思っております。

8番目の東京電力の指導・監督、これも御指摘のとおりでありまして、やはり近年の東京電力の幾つかのトラブル等によって、東電に対する信頼性というものが落ちているというのは、これはいろいろなところから事実としてやはり発言がございます。これは監督官庁である経産省としても大いに反省をしないといけないところでありまして、東電の指導とともに、しっかりとそういうことがないように対応し、また、風評被害に関しましては決して東電任せという形ではなく、経産省の中にもその専門のチームをつくって対応していこうと考えております。

また、知事に続きまして各位から御発言を頂戴しました。飛田会長、高木会長から、水産業界を代表して、本当に厳しい海洋放出に対する御発言をいただきました。私自身、前職が水産都市である下関の市長をしておりまして、水産行政に本当に長く携わってきたということもありまして、このALPS処理水の海洋放出というのは、水産に一番多く風評被害が出る可能性があるというのは、本当に私もじくじたる思いでございます。

御指摘をいただいた件に関しましては、今後の水産行政も含めて、この影響が出ないように、影響を最小限に抑えられるように、こういう観点からしっかりと今後とも取り組んでまいりたいと思います。

それから、八木岡会長からは特にこの風評を起ささないということにまず全力を注ぎなさいという御指摘をいただきました。こちらのほうも全くおっしゃるとおりでありまして、この2年間にどれだけ風評対策に取り組めるかということについて、まず海洋放出の前に全力を挙げていかなければいけないと私ども一同、強く認識をしております。

高橋副会長からは、各農業委員会の御意見の取りまとめを本当にありがとうございました。農業に関しましても、いろいろな形でまた風評被害が出る可能性があるということは、私どもも重々承知をした上で、しっかりと農業に対する対策というものも取り組んでまいりたいと思います。

また、竹内理事長のほうからは、安全性というものに対する理解を皆様方に、そしてまた皆様方の業界を通じてしっかりと国民に伝える、そのような仕組みを構築してほしいという御要望を頂戴しました。やはり原子力関連の様々な事象というのは非常に難しいということもあって、例えば安全性に関しましても、安全ですという一言で済ませてきたというようなきらいもあるかと思っております。今度の風評被害というのは、複雑な感情の下で起きるものであると思っておりますので、御指摘のように、ぜひこれはまた皆様方の業界に向けた説明会とか勉強会というような形で、また御要望に添わせていただいて、取り組んでいければと思っております。

経産省からは以上です。

○松永福島原子力事故処理調整統括官

ありがとうございました。

続きまして、横山副大臣、お願いいたします。

○横山復興副大臣

大井川知事はじめ、7名の皆様方から大変に貴重な御意見、また、御提言を賜りまして大変にありがとうございます。

復興庁といたしましては、まず第1に、風評を生じさせないという強い決意の下で、これからも対応させていただきたいと考えております。

具体的には、これは4月になりますけれども、関係省庁が平沢復興大臣の下に集まりまして、風評対策タスクフォースというものを開催しました。そこでは、関係省庁が連携して正確な情報発信に取り組む。また、地元の思いを受け止めながら、密に連携して発信をしていく。こうしたことを確認をしたわけであります。

この風評対策タスクフォースを開催し関係省庁の機動的な連携をしながら、風評を生じさせないというこの原点の下で、しっかりと万全な対策に取り組んでまいりたいと考えております。

それから、私ごとになりますけれども、私自身は議員になる前は北海道の水産試験場におりまして、沖合沿岸の漁業者の皆様、あるいは加工流通関係の皆様と一体に仕事をしてきたということがありまして、漁業の現場というのはよく分かっているつもりではいるのですが、そうした非常に厳しい状況の下で今まで業務を継続されてきた。その思いをしっかり受け止めながら、この風評対策に取り組んでまいりたいと考えております。

その中で、国民理解が進んでいないのではないかと、あるいはまたここをしっかりやらなければいけないという御意見がございましたけれども、今回の決定に当たって説明不足だというお声は今日だけでなく、これまでも伺ってきたところでもありますし、そのことは真摯に受け止めてまいりたいと思います。

その上で、国民や関係者の理解を深めていくということは非常に大事なことだと考えております。今後も、今回の方針決定を踏まえて、風評対策についてはしっかりと説明をしていく必要があると考えております。

風評影響を最大限に抑制をするためには、この対応すべき課題、あるいは必要な対策について検討をさらに深めて、徹底した風評対策に取り組んでまいりたいと思っております。

私からは以上でございます。

○松永福島原子力事故処理調整統括官

ありがとうございました。

それでは、葉梨農林水産副大臣からよろしく願いいたします。

○葉梨農林水産副大臣

いつも大変お世話になっております。本日は大変貴重な御意見をお聞きかせいただきまして、ありがとうございました。

私の選挙区は茨城3区でございますが、海がないですけれども、先月ようやく霞ヶ浦の天然ナマズの出荷制限が解除になりまして、やはり福島原発の問題というのはまだまだ続いているんだなということを改めて実感をしています。

本日も厳しい御意見をいただきましたが、農林水産業につきましては、本当に、復興のために皆さんがずっと努力をされているのを実際見てきております。その中で、福島県の農林水産物は全国の価格に大分近づいてきましたが、まだ価格差があるということもずっとモニターをしています。ですから、本当に御苦労されている農林水産業者の皆様が、今回の処理水の海洋放出に色々な懸念を持っていらっしゃるということは本当に理解できます。

その中で私たちが提示していかなければいけないことは、風評対策も含めて、具体的に一体何をやっていくかということなのだと思います。

そこで、風評の抑止、風評対策ということと、それから実際のモニタリング、ウォッチ、それと今後の対策について、3つほど申し上げたいと思います。風評については、国内外への安全性の情報提供、それから生産、加工、流通、消費段階でのそれぞれの情報提供、これが決定的に大事になります。ただ、国内外への情報提供といいましても、どうやってやるのかと申しますと、経済産業省、それから復興庁でもやっていただいていますけれども、私ども農林水産省でも、今度7月1日に輸出・国際局という新しい局ができます。昨年には農林水産物、食品の輸出をさらに拡大するために、私どもが総合調整権を持つ農林水産物・食品輸出本部というのが発足しました。その後、この1年弱の間で6か国ほど輸入規制を撤廃していただいていますけれども、さらにそれを加速させなければいけないということで、今度は経済産業省から出向してくる局長を迎え、より連携を深めながら輸出・国際局をつくるような形になると聞いているものですから、しっかりやっていかなければいけないと思っています。

それから、生産、加工、流通、消費、この各段階での情報提供というのは非常に大切です。そ

のための裏づけの予算として、復興水産加工品の販路回復促進事業として11億円ほど計上している事業がありますが、それで本当に足りているのかどうか。

福島県については、販路回復だけではなく農林水産業の支援として、福島県農林水産業再生総合事業というものがありますが、今回、処理水を海に放出するということになりますと、海に県境があるわけではありませので、どういう形で茨城県の水産業を支援できるか、漁連の皆様からも色々な御意見をお聞きしながら考えていかなければいけないと考えています。

いずれにしても、風評被害の対策というのは、単にホームページに載せればいいのか、紙を配ればいいのかということではなくて、あらゆる機会で、例えば商談の機会ですとか、販路拡大の機会ですとか、あるいは消費流通への売り込みの機会ですとか、そういった機会を捉えて取り組んでいくことが必要ではないかと思っています。

それから2点目ですが、風評被害を起こさないということが非常に大切なので、魚類のトリチウムのモニタリングをしっかり行う、茨城県においても行っていくことが必要だと思えます。その上で、今後、放出前と放出後の価格動向をしっかりとウオッチしていかなければいけない。その価格動向に応じて、どのような手が打てるかということを考えていかなければいけない。そういった意味で、安全面に加えて価格面でのモニタリングもしっかりとやっていかなければいけないと思えます。

3つ目ですけれども、特に漁業関係者、それから水産加工の関係者から御要望が非常にありますのは、やはり後継者対策です。これについて考えて欲しいという話は、実際に私も色々なところで伺っております。具体的にどのようなことができるのか、御意見をお聞かせいただきまして、賠償があるとはいえ、やはり魚を獲って売ることが生業の再生につながるわけですから、そういう観点から後継者対策についても皆様と一緒に話し合いを深めていきたいと思っていますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○松永福島原子力事故処理調整統括官

ありがとうございました。

それでは、環境省、神谷政務官、よろしくお願ひいたします。

○神谷環境大臣政務官

環境省といたしましては、これまでもセシウムなどの海域環境のモニタリングを行ってまいりました。しかし、今回のトリチウムの問題が出ておりましたので、これを重点的にモニタリングを行ってまいりたいと思っております。

そのために、4月27日に小泉環境大臣が議長を務めますモニタリング調整会議を開催いたしました。その調整会議の下に私が議長を務めます海域環境の監視測定タスクフォースを設置し、関係省庁が連携して海域環境のモニタリングをすることとなりました。そのタスクフォースと専門家会議、第1回目でございますが、6月18日に開催いたしました。ALPS処理水に係る海域モニタリング専門会議を開催したところでございまして、専門家の方々のいろいろな御意見をお聞きしました。どの核種をモニタリングするのか、あるいは頻度をどうするのか、どこの場所か、そういうことを議論をしていただきました。

さらに、この会議を検討いたしまして議論を深めてまいりたいと思っております。しかしながら、それよりも一番重要なのは、茨城の海は茨城の漁業関係者の方が一番御存じでございますから、漁業関係者をはじめ、地元の皆さん方の御意見、どこでモニタリングすればいいのか、頻度がどうなのか、そういうところをよくお聞きすることが極めて重要だという認識を持っているところであります。

それに加えて、IAEAの御協力をいただきまして、そのIAEAにも分析をしていただきまして、国の機関、そしてIAEA、そして地元の皆さん方の分析結果を照らし合わせながら、客観性、透明性、そして信頼性、県の知事さんからも御意見をいただきました厳格性をもって、この海域環境のモニタリングを進めてまいりたいと思っております。そういうことをしっかりとすることによりまして、この風評被害を抑えられるというふうを考えておりまして、これからも環境省といたしまして、皆様方の御意見を最重要視しながら、この海域環境のモニタリングを進めてまいります。どうぞ御指導のほどよろしくお願い申し上げます。

○松永福島原子力事故処理調整統括官

ありがとうございました。

それでは、東京電力から追加で。

○高原東京電力ホールディングス（株）福島復興本社代表

東京電力ホールディングス株式会社福島復興本社代表の高原でございます。福島第一原子力事故によりまして、今なお茨城県の皆様には大変な御迷惑、御負担をおかけしておりますこと、改めて深くおわびを申し上げます。本当に申し訳ございません。

また、当社への不信感が拭い切れないと、大変厳しいお言葉も頂戴いたしました。当社といたしましては、事故の当事者といたしまして覚悟と責任を持って臨んでまいります。信頼回復のために全社を挙げて取り組んでまいります。どうぞ御指導よろしくお願いいたします。

本日、今ほど大変貴重な御意見を頂戴いたしました。関係者への説明、それから理解、処理水の安全性の発信やモニタリングに関する御意見、また、風評影響に関する強い御懸念、その風評抑制のための具体策、つまり賠償の具体的な枠組みと御意見を頂戴したと思っております。

処理水の安全性の情報につきましては、正確な情報を国内外を問わず、多くの方に知っていただくことが重要だと思います。まさに納得感が醸成されるということにあると思います。

また、これも御指摘にございましたとおり、科学的に安全であっても、消費者の方にとっては安心であるとこれはイコールではないということも、大変私も全く同じように考えているところでございます。そのためには、単に伝えるだけではなく、きちんと相手の心に伝わるようなお伝えが何より大事だと肝に銘じております。

また、モニタリングについても御指摘ございました。第三者の御協力をいただきながら、客観性・透明性を持たせることが重要だと思っております。具体的なモニタリングの在り方につきましては、国の御指導もいただきながら、今後、関係者の皆様と御意見をいただいて、検討させていただきたいと存じます。

風評抑制につきましても、これもまず風評を発生させないということが大事だということも御指摘頂戴しまして、まさにおっしゃるとおりだと思っております。私たちが強い覚悟を持って臨んでまいりたいと思います。

一方、その上でALPS処理水の放出によりまして風評被害が生じた場合、これにつきましてははあらかじめ賠償の期間やその地域、業種を限定することなく、迅速かつ適切に賠償させていただき所存でございます。現在、その賠償の算定方法や請求の方法につきましては、被害を受けられた方のお手間を軽減する、なるべくお手間をかけさせないようにということを検討しております。本日、皆様から頂戴いたしました御意見、あるいは関係の皆様から寄せられたお声や御要望を踏まえて、しっかりと整理した上で説明を始められるよう、準備を進めております。夏頃に向けて整えたいと今考えておりますので、今しばらくお時間を頂戴したいと存じます。

いずれにいたしましても、国の御指導をいただきながら、茨城県の皆様のお声を拝聴し、主体性を持って取り組んでまいり所存でございます。引き続き御指導を、どうぞよろしくお願いいたします。

○松永福島原子力事故処理調整統括官

ありがとうございました。

それでは、御参加していただいております皆様方からの御意見をいただきたいと思います。

茨城県商工会議所連合会、大久保会長、お待たせいたしました。よろしくお願いいたします。

○大久保茨城県商工会議所連合会会長

私ども商工会議所は、平成23年と今回の放出に当たり、2回、原発事故に関わるそれぞれの商工会議所の状況なり意見なりをまとめてまいりました。主に3点お話しさせていただきます。

第1点目には、安全性の説明ということで、先ほど何回も出ているんですが、業界団体に説明していただくことも本当に大事なことなんですが、消費者の視点として、子育てしている女性の方の心配、あるいは実際にスーパーで主に買われる方は女性ですから、女性の方々は生物濃縮とか様々疑問に思っている、それをしっかりと聞く機会がないので、ぜひ安全性の説明は女性の視点を入れていただきたい。

また、説明は田舎のおばあちゃんにも分かるように、専門用語を使わず、英語を使わず御説明いただきたい。このような観点が必要かと思えます。

データやモニタリングの公表につきましては、第三者を入れてしっかりとお願いしたいと思います。

2点目に、風評被害は感覚的な問題ですから、肌感覚で分かるように、茨城の地魚を使うお店とか、農産物を扱っているお店など、首都圏とか地元の茨城でそうした飲食店やお店の応援フェア、支援をお願いしたい。茨城の地魚のお店というのぼりを立てて首都圏で出していただくとか、そういう感覚的な安心感というか、肌での風評被害に対する対策が必要かと思えます。

また、1点だけ。海水浴客が激減しておりまして、さらにまたこれは減るんじゃないかという心配も担当の会議所からは出ておりましたことを付け加えておきます。

3番目に、私どもでお願いしたいのは、茨城県内に国のほうでもいいですし、東電の中でもいいんですが、県内に海洋放出と風評被害に関する相談窓口をつくっていただきたい。これはホームページにどうぞ寄せてくださいとか、東京に電話してください、フリーダイヤルでというようなことではなく、地元はその窓口があって、相談がしやすいという環境を、環境というか施設を造っていただければと思います。

3点、私ども商工会議所連合会のほうから御意見として述べさせていただきました。

○松永福島原子力事故処理調整統括官

大久保会長、ありがとうございました。

続きまして、茨城県商工会連合会、小川会長、よろしくお願いいたします。

○小川茨城県商工会連合会会長

茨城県商工会連合会会長の小川でございます。

発言内容については、太平洋沿岸の8商工会が処理水の放出で影響を受けると思われる会員事業所、水産加工業、飲食業、宿泊業の方々に聴き取りを行った意見であります。

主な意見を4点申し上げます。

県北地域の飲食業の方の意見としては、10年前の原発事故の風評が払拭されておらず、コロナ感染症の影響を受けている中、処理水による風評被害が重なれば事業継続することは不可能である。

2点目、同じく県北地域の小売業の方の意見として、海洋に放出すれば必ず常磐ものの魚介類は売れなくなる。この地域の関連産業は大打撃を受けることは間違いない。

3点目、鹿行地域の宿泊業の意見として、東日本大震災の際の風評被害の恐ろしさは身をもって実感している。補償については、漁業者には手厚く補償されたが、商業者に対しては破損した物品や建築等に対しグループ補助金等の補助はあったものも、宿泊者が減少することに対する補償はなく、不公平感を感じている。風評被害があった場合、平等な補償を望むとの意見であります。

4点目、さらに業種に関係なく共通していることは、汚染水を浄化処理し、基準内の数値だから影響がないというだけでは説明責任を果たしていない。環境への影響、人体への影響など、丁寧な説明が必要であるとの意見が寄せられました。

これらの意見を踏まえて、風評被害が生じないよう、次の3点について十分な対策を講じていただきたいと思っております。

第1点は、処理水処理方法については、海洋放出の方法で国としての方針は固まっていると思われませんが、その根拠等に十分納得されていない関係者もいると思われる。特に海洋放出ありきでは水産業関連の方々は納得していない。検討経過など十分な議論を公開し、皆が納得いく安全な方法としていただきたい。

2点目、処理水の安全性については、国際基準以下に希釈し、処理水を安全な方法で海洋放出される。心配はないとのことだが、数値ありきではなく、環境への影響、人体への影響など、正確な情報発信が必要である。また、放出に至るまでの過程を公開するとともに、処理された処理水のモニタリングを行い、適切に数値を開示すべきである。現時点では放出について国民に広く周知されているわけではなく、放出の安全性を丁寧に説明し、理解を得ることが重要である。同時に、海外に対しても同様にすべきである。

最後に、風評被害が起きてから補償内容を検討するのではなく、事前に補償について検討して

おくべきである。会員事業者の方からの意見があったように、公平・公正に補償することを望むということでもあります。

その上で、先ほど副大臣から御説明がありましたけれども、200回以上のこういった説明会を開いて、理解を得られるよう、風評被害が少なくなるような会合を持って、さらにこれからもやっていくというなお話がありました。今、大久保会長からもお話がありましたように、最も理解されていないのは、消費者が理解をしていないのではないか、国民が理解をしていないのではないか。この点については知事のほうからも、国民の十分な理解が進んでいる状況にはないというふうに指摘があったように、まさに国民の理解を得るのが私は最も重要なことだと思っておりますし、その点がかなり足りていないんじゃないかな。やっているんでしょうけれども、努力はしているんでしょうけれども、消費者が理解をしてくれるならば、風評ですから、根も葉もない、うわさなんですよ、風評というのはそもそもは、それがうわさであると言い切れるように、客観性・透明性ということを皆様異口同音に言われていましたけれども、その点について説得力のあるような努力を更に進めていただけるように要望したいと思います。

以上です。

○松永福島原子力事故処理調整統括官

小川会長、ありがとうございました。

続きまして、茨城県議会、常井議長、お願いいたします。

○常井茨城県議会議長

茨城県議会議長の常井でございます。

私は、この4月にですね、福島第一原発の現地視察をまいりまして、まさに1,000トン級のタンクが1,061基という膨大な量の処理水を目の当たりにしまして、改めてこの事の重大さを実感した次第であります。この処理水をいつか処理しなければならないと国の考え方は理解するところでありますが、国において海洋放出の方針が決定・発表された折、そのときに当事者であるべき東京電力の姿が国民に見えていないことに非常に強い違和感を禁じ得なかったことを覚えております。

一方、事故後10年間、耐えに耐えながら試験操業を重ねて、風評被害を脱却するために取り組んでこられた漁業者の皆様にとっては、本格操業を目前にしてのこの決定は、これまでの10年間は何だったのかと、これまでの努力が水泡に帰すかもしれず、大きなショックと事業継続への戸惑いの中にあると拝察しております。茨城県にとっても、福島沖を漁場とする県内の漁業関係者

にとっても、大変大きな問題であります。

私からは3点について申し上げたいと思っております。

まず、東電への不信感を踏まえた、国の最終責任者としての明確化であります。

東電は、柏崎刈羽原発における一連の不祥事や、東日本大震災に伴う賠償打切りなどによって、信頼が大きく損なわれ、国民は不信感を抱いております。このような中では、東電だけでは問題解決には至らず、物事は進まないと考えております。国が前面に立って、最終責任者としてしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

次に2点目、安全性に対する証明と丁寧な説明であります。

私は、風評被害対策や賠償という話が先に来ることで、肝腎の処理水の安全性が国民に伝わりづらくなっていると思っております。それらはきちんと峻別していくべきだと考えております。まずは処理水の安全性についてきちんと証明して、理解してもらうことが必要であり、地元漁業者はもとより、国民、国際社会に至るまで、科学的根拠を基に分かりやすく伝え、処理水が安全な水であるということをどこまでも丁寧に説明すべきであると思っております。

次に3点目、万全な風評対策と確実な賠償であります。

処理水の客観的な安全性とは別の次元で風評被害は生じると思っております。風評対策は、第一義的には本来は東電が当事者として誠心誠意対応すべきところでありますけれども、先ほど来申し上げていたとおり、東電の体質を含めて到底期待できないと私は思っておりまして、最終的には国が全責任を持って対応してもらいたい。

本県の漁業者には福島沖を漁場としている方々も多くて、処理水の放出は再び風評を呼び起す、まさに死活問題になっております。これ以上漁業者に過度の負担を強いることのないようにしてもらおうとともに、万全な風評対策をお願いしたいと思っております。

特に、魚介類、水産加工品を扱う流通業者、市場、小売業者に対する安全性の説明については十分にやってもらいたい。取り扱ってもらわなければ売れないわけですから、そういったところに力点を置いてやっていっていただきたい。

本県、地元にかすみというスーパーがありますけれども、東日本大震災の原発事故後もシラスなど魚介類を取り扱ってもらっており、非常に助かっていると聞いております。販路を確保していくためにも、東京のスーパーや小売、市場関係者への説明について配慮をお願いしたいと思っております。

併せて、風評被害は漁業だけにとどまらず、農業やホテル、旅館など、観光や農産物の海外輸出を茨城が進めておりますけれども、そういうところにも影響が懸念されております。不安を感じている多くの方々のためにも、改めて万全な対策をお願いしたいと思っております。

賠償については、微に入り細をうがって、国が責任を持ち、最後まできちんと向き合って、不信感のない中で対応していただきたいと思います。

最後にもう一度言いますが、東電だけでは到底対応し切れないし、当事者能力に大きな疑問を持っているところでもあります。処理水の海洋放出は国策である原子力問題であり、処理水の安全性の実証、理解や風評対策、賠償問題などは、国が全面的に矢面に立って、最後まで責任を持ってやってもらいたい。

今日はこのワーキングという場ではありますけれども、東電に代わって国が責任を持つコペルニクス的に新たなスキームをつくって、でき得れば特命の担当大臣を置いてやっていただきたいと思います、そういう思いでいっぱいあります。そうしなければ、この物事は前に進みません。私からは以上であります。

○松永福島原子力事故処理調整統括官

常井議長、大変にありがとうございました。

続きまして、茨城県市長会、豊田北茨城市長、お願いいたします。

○豊田茨城県市長会北茨城市長

ただいま御紹介いただきました、市長会の代表で参りました北茨城市長でございます。

知事さんの要望と、それからただいま議長さんの質問、要望を伺っておりまして、まさしく行政側としては地方自治体を預かる者としてはそれ以外にない、そのように実は感じました。特に、国はこういう処理水を放出しますよ、基本方針が決定をしたときに、私は梶山大臣に9月7日に陳情に要望に参りました。当然ながら風評被害を起こさないこと、漁業者と十二分に話し合いをし、地域の方とお話し合いをしていただきたい、それが済むならば海洋放出やむなし、そのお答えをいたしました。

市長会においては、町村会も同時でありますけれども、7回にわたって審議を重ねてまいりました。そして、梶山大臣にお目通りを願って要望書を提出したということでもあります。風評被害は出ないであろうということを感じましたし、当然その答えもいただきました。しかし、どうも風評被害が出るのではないかと、出たらどうするのだという話が大半であります。私は、風評被害がでないかと政府が言っているわけですから、それを信じて、これからも地方行政の皆様方と相談をしていきたいなと思っております。

国が責任を持つのは当然のことです。しかし、東京電力が第一事務所ですから、当然東京電力が責任を負いますように我々も努力しますという言葉に変わってきた。それではちょ

っと待てよと私は思っております。

知事さんと議長さんが申し述べたように、国が最後まで責任を負う、これは当たり前のことなんです。自分たちが物を起こして、そして東京電力がやらなくちゃいけないなんていうようなことがあり得るわけじゃないですよ。国が52基も造った。その責任者として国が責任を取る。こういうきちっとお話をしてもらいたい。

皆さんの話を聞いていますと、基本的な姿勢は確かにそうでしょう。我々現場を預かる者としたらば、まさしく国が責任を取る、最後まで市民に安心を与えていく、情報を提供する、そんなことは当たり前のことでしょう。それをやらないで処理水を流すということは、でき得るわけないだろうと私は思っておりますし、政府を信用しておりますので、44首長は全員賛成であります。早期に解決をして、安全な海をつくっていただきたい。特に、東京電力はいろんなことを申し述べているようであります。それは原子力事故の反省と教訓という基本方針が出されたときに物申していますよね。

最後に、風評被害が生じた際には適切に賠償していく。そういうことも言っていますよね。前の答えと後ろは大分違いますよね。風評被害がないんですよ。ないということを言われているから我々は賛成ということなんです。十二分にこのことを考えていただいて、この文言は削除すべきである。つまり、風評被害が起きたら当然ながら賠償するのは当たり前です、こんなことは。

そういうことで、よろしくどうぞお願いします。これは市長会、町村会——町村会の國井町長も来ていますから、市長会を代表して、お話をさせていただきますが、安全を期して早期に解決すべきであるということを申し述べたいというふうに思っております。

要望が1つございます。実は私、茨城県漁港協会の会長をしております。この漁港協会は農水省の管轄だというふうに私は理解しております。これはどういうことを仕事をするのかと申しますと、茨城県には190キロにわたっての海岸線、それを守り、そして漁業、漁業者の育成、当然ながら国から頂く補助金について、すばらしい働く場所をつくっていく。それから、急に変革する環境について勉強していくという会でありますから、ぜひ次回にはワーキンググループにお呼びいただければありがたいと。これは私が会長をしていますから、市長会の会長が今度こちらへ参りますから、私はその立場で物を申していきたい。つまり、7人の首長さん、知事を含めると8名います。そして、会員が40名いらっしゃいます。その方々も、当然ながら漁連も皆さんもお入りいただいております関係上から、やはり広く会議を皆さんでしてみたいと思っている関係上からのお願いでございます。

最後に申し上げます。私は政府を信じております。ですから、きちっとした決まったことは守

り抜いていただきたい。そのために政治を志しているんでしょから、私もそのとおりです。ですから、どうか風評被害の起きないように、どうしてもやっていただかなくちゃならん。

1つの例を申しますと、10年前から指定廃棄物が茨城県には2,000トン以上、多分あるでしょう、現在も。茨城県は茨城方式と申しまして、それぞれ個別の自治体が管理しておくということに決定をしたんです。そのときに10億円を協力金として拠出するということがあったんですが、その10億円もどこへやら、すなわち議論がなされなくなりました。それは安全だから議論をなされないんだろうというふうに、いいほうに解釈はしております。

いずれにしても、そういうことで東京電力に対しては不信感があります。不信感がありますゆえに、国が最後まで責任を取っていただきますようお願いを申し上げまして、私の御意見を申し上げたいと思っております。

○松永福島原子力事故処理調整統括官

豊田市長、大変にありがとうございました。

続きまして、茨城県町村会、國井大洗町長、よろしくお願いいいたします。

○國井茨城県町村会大洗町長

町村会の國井豊です。こういう機会を与えていただきまして、本当にありがとうございます。

国への信頼の下、安全性については理解をいたしました。しかし、こういう厳粛な会議をやればやるほど、むしろネガティブな方ってたくさんいらっしゃいますから、何かむしろ怖いんじゃないかと、そう思うような方もいらっしゃいますし、また、今日はマスコミの皆さんたくさんいらして、恐らく前向きに報道していただけるでしょうけれども、その捉え方によってはまた違った捉え方をされる方も数多くいらっしゃいますので、これからいろんな意味で、この安全性についてはしっかりと皆さん方が徹底していくということ、PRしていくということでもありますけれども、その説明責任の方法論については十分に留意をしていただきたいというふうに思っています。これは何をやる時地方自治体では、恐らく江島大臣もそうだったと思うんですが、何をやるにしてもしっかりと完結できるように計画を立てられていろんなことをやっていくわけですから、その説明責任の方法論は十分に留意をした形を取っていただきたいと思います。豊田市長の話につきるところでありますけれども、これは決して言葉尻を捉えるわけではありませんが、東電の資料を拝見いたしますと、もし仮にとか、風評被害が出たならばというのは、もし仮にというようなことでありますけれども、現実にも今も起きているわけですね。私なんかもう市長の話とはちょっと、市長は政府への信頼を寄せて、起きないだろうということと言われておりますけ

れども、私はもう、いずれにしても風評被害というのは起きるだろうとっております。

その中で、もし仮にというのと起きるというのでは全く違いますので、もうスタートラインからして少し考え方に差異があるのではないかと、大きな差異があるのではないかというふうに思っております。

なぜならば、例えば同じ魚を品質も数量も同じもの、そして同じ価格であるならば、茨城のものほかの産地のもの、どちらを買いますかと。安全性についても十分理解をした、そういう風評被害についても払拭された、そういう気持ちをお持ちの方であっても、国産のものと外国産のものを買うと同じように、同じ値段、同じ数量、同じ品質であるならば、当然我々はどちらを手にするかといったら、これも広い意味で風評被害に入るんでしょうけれども、茨城産を果たして取っていただけるだろうかと、スーパーで。そういうことを考えると、必ず何がしかの、これも広い意味での風評被害というのかも分かりませんが、必ず何がしかの損害は受けるわけがありますので、そこはしっかり十分に、先ほど来から遠くじゃなくてシマに住んでいらっしゃると言われておりますから、ぜひ皆さん方、現地、現場に入ってください、こういう格式張った形ではなくて、フランクな形で十分にその現地・現場に入ってください、漁業者の方々のつらい立場、そして気持ちに寄り添っていただければというふうに思っております。

そして、最後にこのSNSの発信であります。表現の自由がありますから規制はできませんけれども、流言飛語が飛び交ったときにどう政府として対応するのか。これは先ほど大久保会長からもお話がありましたが、私は大洗ですけれども、大洗は言わずと知れた県内随一の海水浴客を誇る観光地であります、あの東日本大震災の後、もう激減をいたして、いまだに回復をいたしていません。海水浴客離れも若干あるのかも分かりませんが、しかしいまだに怖いという方がいらっしゃいます。先ほど車の中でも運転手と話をしましたけれども、当時は役所にもメールなり電話なりが来て、そんなに安全ならばおまえらが先に海水浴場に入れよと、またその海水を飲んでみると、そんなことがどんどこんどこ問合せがあったそうです。

ですから、このSNSに対してわっと来ると、それにどう対応していくかと、どう向かっていくのかと、発信をしていくのかと。ある意味、先ほどから申し上げたように、表現の自由がありますから法的規制はできないのかも分かりませんが、その流言飛語に対してどう対応するのかということもしっかり考えていただきたいと思っております。

それから、もしかしたらサイバーテロ的なものがそれに乗じてあるのかも分かりませんが、ぜひそういうことも十分に、もう優秀な国の皆さん方は考えていらっしゃるでしょうけれども、そこまで含めてやっていただければと思っております。

まず私は、最後に申し上げますけれども、この2年間で今ある風評被害をしっかりと解決をし

ていただく。そのことによって、先ほど豊田市長が言われるように、東電は信頼できないという話がありましたが、東電への信頼感がそこで芽生えてくるのではないかなというふうに思っておりますので、また国への全幅の信頼もみんなが寄せることができ、再スタートを切ることできると思しますので、まず今ある風評被害、先ほど大井川知事さんからも話がありましたけれども、今ある被害をしっかりとまずは解決をしていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○松永福島原子力事故処理調整統括官

國井町長、大変にありがとうございました。

それでは、国側の回答に移らせていただきたいと思います。

江島副大臣、お願いいたします。

○江島経済産業副大臣

ありがとうございました。

まず、大久保会長からは3点ほど御指摘をいただきました。特に実際に購買をするのは女性だから、女性の視点からの安全性の説明というのをしっかりと進めるべきというのは、全くそのとおりだと、会長のおっしゃるとおりだと思います。ともすると男性ばかりで議論しているとなかなか女性の視点というのが入りにくい場合もありますので、特に会長の御発言の中での女性の目というものを意識した取組というのは、今後の対策の中でしっかり講じていこうと思います。

それから、御地元の魚等、地魚等を扱うお店に対する配慮というの、また今後の具体的な風評対策の中でぜひ取り組んでまいりたいと思います。

それから、風評被害の窓口について、遠方ではなく、電話やメールでもなく、県内で気軽に相談できる窓口を設けてほしいという御指摘、これもぜひ早速当方のほうで検討をさせていただこうと思います。

それから、小川会長からも、4点のそれぞれの御地元での御意見、そして3点ほどの御指摘をいただきました。ぜひとも、みんなが納得をするという形での風評被害対策、補償の進め方をしっかり進めてまいりたいと思いますし、また起きてからどうするこうするではなくて、事前に風評の補償の仕方の検討というの、これも今度の中間報告の中で、何らかの形でお示しをすることができればと思います。

それから、常井議長からは、原子力行政を進めてきた最終責任者としての国に対する非常に厳しい御意見もいただきました。確かに、日本政府として半世紀以上にわたって原子力行政を進め

てきたわけでありまして、事業者は東京電力でありましたけれども、やはり原子力行政を進めてきた国の責任はもちろん大変に重たいものがあります。これは改めまして、経産省としても肝に銘じて取り組んでまいりたいと思います。

また、処理水の安全性を理解いただければ風評そのものが起きないわけですので、決してここは手を抜くことなく、例えば今、教育レベルで、全国の子供たちにしっかりと放射線とは何かということを知ってもらうための副読本等も製作をしまして、これは文科省と連携をしているところでありますけれども、こういう取組も通じて、丁寧な理解というものを今進めているところでございます。

また、補償体制に関しましては、経産省の中に専門チームをつくりまして、この賠償の補償に対する取組、何度も申し上げておりますが、決してこれは東電任せではないということはどうぞ御理解をいただければと思います。

豊田市長会長からは、市長会としてはこの海洋放出に御理解をいただけるということで、大変にありがたく、心強く思っております。

一方で、まだまだ国として取るべき手段、理解の醸成も含めて、たくさん残っているなということを感じております。豊田市長のところとは、アンコウという共通点が下関にございまして、私も、あんこう祭のほうにも出席をさせていただくことがありますけれども、いずれにしても水産物というのは、これは御市もそうですし、更に言えば全国の、日本の財産の一つがやはり水産物だと思いますので、御県における水産業に影響が出ないようにするというのが最終的な目標だというふうに考えております。

それから、國井町長のほうからも幾つか御指摘をいただきました。特に今ある風評をどう解決していくかということが、まず東電であり、私たち国にも課せられている課題であるというのは、そのとおりであろうと思います。もっともっと福島県を中心として、御県もそうですし、宮城県でもそうですし、今現時点で起きている風評にもしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

SNSの発信への対応というのも、様々な情報が流れている中で、SNSではないんですけども、近隣の諸国によっては、幾ら日本のほうから処理水の放出だと説明をしてみても、処理水ではなくて汚染水を流すというような言い方で、ずっとこの表現をし続けている国もございまして。なかなか手を焼いている問題ではありますけれども、これも粘り強く正しい情報を発信し、そして誤った情報を発信をしているものには、そうではないということをしっかりと訂正を行いながら取り組むしかないかと思っております。

経産省からは以上です。

○松永福島原子力事故処理調整統括官

それでは、復興庁、横山副大臣、お願いいたします。

○横山復興副大臣

先ほども復興庁の決意としては、風評を出さないということを決意を持って取り組んでいくとお話をさせていただきましたが、具体的な取組も話をさせていただきます。先ほど大久保会長のほうから、専門用語を使わない、英語を使わないで分かりやすく説明をなさйтеというお話もありましたが、復興庁では小学生が分かるということを前提にしたチラシを作成いたしまして、これを発信をしているところでもございます。

また、国民理解を得る努力という部分では、先ほどホテル旅館組合、竹内理事長からも、ホテル、旅館の職員が理解できればというお話がありましたけれども、消費者に近いところで理解を深めてもらうという努力が必要だとも考えているところでもあります。

それから、国民に直接発信をするという部分では、SNSを使った発信も復興庁では様々に取り組んでおります。とりわけインフルエンサーに御協力をいただいた発信を昨年から取り組んでおりますが、これが今まで以上に反響が大きいという手応えも感じているところであります。今年には料理講習のオンラインイベントを実施しました。コロナであったから直接人を集めて料理講習会はやれなかったのですが、逆にオンラインを使ったことで全国同時に配信をすることができたというメリットもあったわけですけれども、福島県の常磐ものの魚と、福島県の農産物をそのインフルエンサーの方を含めた全国の方に送らせていただいて、その食材を使って料理を作ってもらおうということをやらせていただきました。

皆さん実際に作ってもらおうと、プロの料理人が教えるわけですけれども、非常においしいという実感を持ってもらおうと。食べておいしいということを実感すると、何か漠然とした不安を一気に飛び越えてしまうという、そうしたことも実感として感じておりまして、こうした取組、インフルエンサーにさらに御協力をいただきながら、直接プッシュ型で国民に発信をしていくという取組もさらに進めてまいりたいと考えているところでもあります。

それから、海外に対しても、Fukushima Updatesというポータルサイトを開設いたしまして、随時、常時発信をしているところでもありますし、私自身も在外公館への大使訪問というのを続けております。そんな中で、具体的にはEU大使、昨年着任されたばかりの大使でございましたけれども、EUが理解を深めてもらおうと、その影響力というのは非常に大きいものがあると感じておりますので、このEU大使に、昨年、今年と訪問させていただきました。

昨年まだ着任したばかりのときには、やはりこの処理水に対する理解度というのは非常に高

くはないと感じたのですが、それを踏まえて、ぜひ福島に行ってくださいということをお願いをいたしました。大使は、その私の提案を受け止めていただいて、福島県を訪問していただきました。そして今年お会いをしたところ、この処理水に対しても大使自身の理解はかなり深まっているという実感と手応えを感じたところであります。

今、コロナ禍の中でなかなか在外公館への訪問というのもアポが取りづらい、入らないという現状がありますが、今後このワクチン接種が進む中で、在外公館への訪問も積極的に行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○松永福島原子力事故処理調整統括官

ありがとうございました。農林水産省、葉梨副大臣、よろしく申し上げます。

○葉梨農林水産副大臣

先ほどお話したことと重複しないように、決意を申し上げたいと思います。農林水産省というのは、第一次産業、農林水産業の振興、これを責務としておりますが、その関係からも生産、加工、流通、消費、これに当たる食品産業ですとか、あるいは外食産業とも直接向き合う仕事をさせていただいているという特色がございます。

そこで、やはり餅は餅屋の世界ですから、先ほど申し上げた復興水産加工品の販路回復促進事業で、流通や加工の段階にも色々とお入りいただいて、商談会の場でできるだけ分かりやすい言葉で情報発信するといった、現場に即した仕事をしておりますということを紹介させていただいたわけですが、これからもっと拡充をしていかなければいけないと、私自身思っております。

今後、今回のことを機に風評被害を起こさせないためにも、復興庁とも相談しながら、しっかりと事業の予算を確保して、実際に動く形で、現場に寄り添うということが非常に大切だと思いますので、そういうことをしっかりと進めていきたいと思っております。

農林水産省というのは現場官庁でございますから、私どもとしては、現場にいかに寄り添うかが非常に大切で、そういった営みが経済産業省、復興庁、環境省と一緒にあった風評対策にもつながってくると思っておりますので、今日は皆さんのお話をお聞かせいただきまして、また決意を新たにさせていただいたということをお願いいたします。

ありがとうございました。

○松永福島原子力事故処理調整統括官

ありがとうございました。

環境省の神谷大臣政務官、お願いします。

○神谷環境大臣政務官

私は実は26歳で泉大津の市議になりまして、それから府議、そして泉大津市長を経過して国会に出させていただいておりまして、10年たつて双葉町で一人も帰還できない、この状況を見たときに、私も首長経験がございますから、本当に町長さんの気持ちが身につまされる思いでありまして、本当に福島に、宮城県に、そしてこの茨城県に寄り添ってきたのか、口では言っていますけれども、本当にそうなのかという疑問を感じる時もあるわけでありまして。

ただいま、多数の各界の皆様方から貴重な御意見を賜りまして、非常に重く受け止めさせていただいておりますけれども、海洋、その海水だけが環境省のモニタリングの責務でございますけれども、今のお話を聞いておりますと、魚や海水における生物の言わばモニタリングもしなければいけないかなというふうに思っております、それにつきましては農水省等々と協力をしてまいりたいと思っております。

今、皆様方から東電に対する不信の言葉が蔓延しておるわけでありまして。私もそのとおりであります。この東電さんがこの海洋放出に対してその計画をこれからつくっていくわけでございますけれども、それをチェックするのは原子力規制庁でございます、これからしっかりとその原子力規制庁と協力をして、皆様方に信頼がいただけるような、信頼いただけるような計画であるように、厳格に対応していきたいというふうに思っているところであります。ひとつ御理解をいただきたいと思っております。

本日はどうもありがとうございました。

○松永福島原子力事故処理調整統括官

ありがとうございました。

それでは、東京電力から。

○高原東京電力ホールディングス（株）福島復興本社代表

改めまして、東京電力の高原でございます。今ほど頂戴しました当社への御不信、大変強い御不信のお声を承りました。何より申し訳なく存じておりますし、私自身大変重く受け止めております。

当然、事故の当事者といたしまして、私たちが責任を持ってこの廃炉を進めなければいけないわけですが、その前提として当社への信頼をなくしては前に進めることができないと強く思っております。この信頼をいただくために、私たちはあらゆる努力を進めていきたいと思えます。御指導よろしくお願ひしたいと存じます。

風評につきましても、先ほど申し上げましたとおりでございますが、今ほど風評を発生させないということが大前提であろうというような御指摘も頂戴しましたし、一方でもう既に風評が始まっているんだというような御意見も賜りました。

風評につきましては、その放出前でありましても、風評の被害が生じたという申出をいただきましたら、御事情を丁寧に伺わせていただきながら、御対応を適切かつ迅速にさせていただきたいと思っているところでございますが、いずれにいたしましても当社への信頼なくしては、この風評、あるいは賠償につきましても前に進まないと思ひ、重ねて強く念じているところでございます。

また、安全衛生につきましても、女性の視点の御指摘ございました。私どもでは気づかないところが多々あるかと思ひます。引き続き御指導を賜ればと思ひます。

茨城県産品の流通につきましても、国や関係者の皆様の御意見を伺いながら、いろいろ検討させていただきたいと存じます。

それから、窓口のお話も御指摘ございました。茨城総支社、今日、当社の武藤が同席しておりますけれども、全社を挙げて対応するのはもちろんでございますけれども、一番身近な窓口として茨城総支社をしっかり機能させて、強化させていきたいと思ひます。

と申しますのも、大変私ごとで恐縮でございますが、私は10年前の震災は福島で迎えております。その後、武藤の前任ということで茨城総支社長を2017年から2年間務めさせていただきました。そういう意味では、震災を福島で目の当たりにしている中で、ここ茨城でも大変な被災されているというのも、私も寝起きをしまして肌で感じているところでございます。

そういう意味でも茨城総支社とも連携をして、しっかり御対応させていただきたいと存じますので、御指導どうぞよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○松永福島原子力事故処理調整統括官

ありがとうございました。

時間が超過しておりますけれども、今の回答に関して御参加の皆様方でこの場でぜひという方がいらっしやいましたら、御発言をお願ひいたします。

大井川知事、お願いいたします。

○大井川茨城県知事

最後に一言だけ。

今回の茨城県の現地に入っていたいただいたワーキンググループの開催、私どもも宮城県と一緒に
なってお願いをし、開催をしていただくことになりました。どうしても処理水の問題の前に福
島第一原発ですか、のお話も含めて、どうしても福島中心に物事が進んでいって、茨城県、宮城
県は置き去りになってしまう傾向がございます。ぜひこれを機に、しっかりと、この処理水の問
題は切っても切れない話でございますので、しっかりと私どもと向き合っていて、しっか
りと前に話を進められるようにしていきたいというふうに思いますので、どうぞ今後ともよろし
くお願いいたします。

○松永福島原子力事故処理調整統括官

ありがとうございました。

追加での御意見等ございましたら、会議終了後、いつでも御連絡をいただければと存じます。
御説明、御回答に伺わせていただきたいと思えます。

本日の議題は以上とさせていただきます、最後に座長の江島副大臣から御挨拶のほうをお願
いいたします。

○江島経済産業副大臣

本日は多くの皆様から大変貴重な御意見を賜りました。本当にありがとうございました。今日
いただきました現場からの御意見は、昨年行わせていただきました御意見を伺う場でも頂戴をい
たしましたが、これらと併せまして、しっかりと今後の対策に向けて生かしていきたいと思いま
す。

この御意見を聴かせていただく会は、ワーキンググループとしてこれからも継続的に状況の変
化、あるいは政府の対策等また新たな発表があるたびに、お伺いもさせていただこうと思っ
ております。ワーキンググループグループという、こういう形にとらわれずに、どんどんとまたこの
風評対策、その他含めましてのいろいろな御意見はぜひお寄せをいただければ、しっかりと窓口
の整備も含めて取り組んでまいりたいと思えます。

私ごとになりますが、私の娘夫婦が今、水戸に暮らしておりまして、この夏に2人目の子供が
生まれる予定でございます。私も孫の顔を見に、ちょくちょくプライベートでまた御県にお邪魔

させていただこうと思いますので、その際にはしっかりと茨城県内の風評が起きているかどうかというのも私自身の目でまた確認をしながら、この問題に取り組んでまいりたいと思います。

本当に今日はありがとうございました。

○松永福島原子力事故処理調整統括官

ありがとうございました。

以上をもちまして、第3回ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議ワーキンググループを閉会といたします。

本日は長時間にわたりまして大変にありがとうございました。